

第 1 0 5 回神戸市都市景観審議会
会 議 録

令和 8 年 3 月 1 3 日

第105回 神戸市都市景観審議会

1. 日 時 令和8年3月13日(金) 午前9時30分～午前11時38分

2. 場 所 神戸市役所1号館28階 第4・第5委員会室

3. 出席者

栗山委員、磯山委員、勝沼委員、川崎委員、田中委員、
水島委員、久末委員、増岡委員、
松本委員、三木委員、萩原委員、森田委員、やの委員
鈴木委員、高橋委員

都 市 局：山本局長

都 市 局：白井副局長

経 済 観 光 局：藤井農政計画課係長

都 市 局：西尾まち再生推進課係長

(事務局)

都市局景観政策課：森口課長、岸田係長、野々口係長 ほか

4. 議 案

1. 審議事項

1. 神戸市指定景観資源の指定について(2件)

2. 報告事項

1. 景観アドバイザー専門部会 協議結果について

2. 公共空間アドバイザー専門部会 協議結果について

3. 景観資源指定の今後の指定方針に向けた意見交換について

5. 議事の内容

別紙のとおり

開 会

○森口課長 皆様、大変お待たせいたしました。

定刻となりましたので始めさせていただきます。

着座にて進めさせていただきます。

本日はご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

私は事務局を務めます、都市局景観政策課の森口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

対面の審議会に先立ちまして、先日書面でも1回開催をさせていただきまして、今期の新たな会長・副会長について、それから部会委員の指名についてご審議をお願いしましたところ、案のとおりご承認をいただきました。会長につきましては栗山委員、副会長につきましては田中委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは栗山会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○栗山会長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、第105回都市景観審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、そしてなかなか気温が上がらず寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

最初に事務局より、委員の紹介と会議の成立等について、報告をお願いいたします。

○森口課長 お手元に資料を何点か配らせていただいておりますけれども、委員名簿があるかと思っております。ご参照ください。

まず、新しく委員となられた皆様に名簿順にご紹介させていただきます。

水島委員です。

○水島委員 大阪工大の水島と申します。よろしくお願いいたします。

○森口課長 市会議員の松本委員です。

○松本委員 松本です。よろしくお願い致します。

○森口課長 市民委員の鈴木委員です。

○鈴木委員 市民の鈴木と申します。よろしくお願い致します。

○森口課長 同じく、高橋委員です。

○高橋委員 市民の高橋です。よろしくお願い致します。

○森口課長 今期は委員17名、臨時委員1名の皆様となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

神戸市都市景観審議会規則第5条第2項の規定によりまして、会議は委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数の出席により成立することとなっております。

WEBで参加される委員の方を含めまして委員総勢17名中16名の出席となっております。本会議が成立することをご報告いたします。

なお、川崎委員、長町委員におかれましては、WEBで参加となっております、少し遅れて入られると伺っております。

また、武田委員につきましては、本日所用によりご欠席と伺っております。また、三木委員は、所用につき途中でご退席の予定と伺っております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

机の上に置かせていただいておりますが、先ほどご参照いただきました「委員名簿」のほか、A4一枚の「会議次第」、それからホチキス留めでまとめております資料としまして、右肩に「議事1-1資料」と書いております「東天閣」の資料、それから「議事1-2資料」とあります「龍元家住宅」の資料、それから「議事1-参考資料」とあります神戸市指定景観資源の指定制度についての資料、それから「その他1-資料」という景観アドバイザー専門部会の報告についての資料、それから「その他2-資料」とあります、公共空間デザインアドバイザー専門部会の報告の資料、それから最後に、右肩に番号は振っておりませんが、「指定景観資源の今後の指定方針に向けた意見交換」というスライドを縮小コピーした資料、以上となっております。不足等はありませんでしょうか。もしございましたらお持ちさせていただきますが、大丈夫でしょうか。

また、ほか「座席表」などもお配りしておりますので、適宜ご参照ください。

委員の紹介、会議成立報告、資料の確認につきましては以上でございます。

栗山会長、よろしくお願いいたします。

議 案

○栗山会長 ありがとうございます。

それでは、会議次第に沿って進めてまいります。

議事1「神戸市指定景観資源の指定について」です。2件ありますので、1件ずつ審議を進めたいと思います。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

○岸田係長 事務局の岸田です。よろしくお願いいたします。

議事1「神戸市指定景観資源の指定について」、個別の案件に先立ちまして、指定景観資源制度についてまずご説明させていただきます。

資料は、議事1の参考資料をご覧ください。資料中では1ページです。

この制度は、景観上重要な建築物等を所有者の同意の下に指定し、その保全活用を進めるものです。指定した建築物等については、市長が定めた管理計画に沿って適切に管理いただくとともに、現状変更の際に届出をしていただく一方、その修理等について、技術的助言や費用の一部助成を受けることができるようになります。

1ページから2ページに条例を抜粋しておりますが、議事1の2件は、条例第31条第1項及び第32条第2項の規定により、神戸市指定景観資源の指定と市長が定める管理計画について、当審議会のご意見をいただくものです。これまでに2ページから3ページに表

示しております 38 件を指定しております。

資料 4 ページにお進みください。

こちらには、平成 30 年 1 月の答申、「歴史的建築物の保全活用方針について」を抜粋して掲載しております。今回は、近代洋風建築物である「東天閣」と茅葺民家である「龍元家住宅」の 2 件を指定したいと考えております。

指定の理由は、こちらの答申で示された評価方法に基づき評価を行った結果、景観資源としての価値が高く、神戸市指定景観資源の指定により保全活用を図るべきものと認められるためです。

それでは、2 件それぞれについてご説明いたします。

まず 1 件目、「東天閣」についてです。資料は議事 1 - 1 資料をご覧ください。

本件についての概要です。資料は 1 ページです。「東天閣」は、神戸市中央区山本通に位置する近代洋風建築物です。現在は中華料理店「東天閣」の本店店舗として活用されており、神戸を代表する高級中華として、またトアロードに面する異人館として、地域の代表的なランドマークの一つとなっています。

建築年代は、主屋が明治時代に建てられたものと推定されています。

所在地は、神戸市中央区北野町山本通の西側、六甲山系の麓に広がる傾斜地で、坂道や段差を伴う地形が特徴です。明治の開港以降、異人館と呼ばれる洋風住宅が建ち並ぶ異国情緒豊かな住宅地として発展した地域で、当時の雰囲気は今に残しています。「東天閣」は、山本通地区の中でも西端に位置するトアロードに面して建ち、地域のランドマークになっております。

資料 3 ページに配置図をつけております。異人館に見られる典型的な特徴を有する一方、通常は南に面するベランダ空間が、多くの人や車両が往来するトアロードに向かって東を正面に設定されております。トアロード側の入り口から母屋との間にはやや広い前庭を持ちます。敷地の奥には、後年に増築された附属屋、離れが配置されています。

続いて、1 階平面図です。中廊下式で、1 階のベランダから玄関に入ると広い玄関ホールがあり、北側に吹き抜け階段を持ちます。奥に続く廊下を進み、南側と北側には洋室が 2 室ずつ並び、その先で附属屋へ接続されています。

続いて、2 階平面図です。2 階は 1 階平面と同様の関係で、階段ホールの東側にベランダ、南側と北側に洋室が 2 室ずつ並んでおります。

こちらからは、写真を用いて景観特性などをご説明いたします。

こちらの写真は、前面道路から「東天閣」を見た様子です。シンボリックな東面ファサード全体を望むことができます。敷地はレンガ塀で囲まれ、南北 2 か所の出入口には花崗岩の門柱が残ります。トアロードに面する東面は、1、2 階ともガラス窓を入れたベランダになっています。外壁は隅部を定規柱で押さえるイギリス下見板張りのペンキ塗りで、現在は白地に濃い緑色の色彩となっております。過去には、白地に茶、白地に青といった

時期もあったようですが、少なくとも過去 40 年にわたっては現在の色彩が保たれており、地域のランドマークとして親しまれております。

こちらは、敷地北側から主屋を見た様子です。開口は主要な室において上げ下げ窓や鎧戸を持ちます。また、主屋の階段踊り場には、尖塔アーチを持ったステンドグラスの開口があり、この箇所の外部ひさしには装飾的なバージボードがついております。

写真左側は、敷地前庭からの建物外観です。ベランダの建具は引き違いで、玄関周りの建具とともに後世での後付けと考えられております。

右側は、屋根及び煙突の様子です。屋根はいぶし瓦葺となっています。煙突はレンガ造りのものが 3 本残っており、92 年から 93 年に行われた改修の際に補強工事が行われた記録が残っております。

次に、管理計画案についてご説明いたします。お手元の資料では 6 ページです。

まず、保全管理方針についてですが、前書き的な部分は割愛させていただきまして、トアロード側から見えるファサード、レンガ塀、門扉、植栽、舗装、印象に残る特徴的な看板も含めて歴史的景観を構成している要素と考えられるため、安全上、景観上、配慮を行いながら保全していくとしております。

続いて、部位別保全管理計画です。6 ページの管理計画と併せ、3 ページの配置図、4 ページの平面図などもご参照ください。

まずは保全する部分として、主屋外壁の軒周りや胴周り、ベランダ欄干等の細部の意匠、下見板張りの外壁を挙げています。また、長く施されてきた現状の色彩についても保全することとしています。さらに、外構の舗装について、安全を担保しながら全体の景観を損なわないように敷石等で保全することとしております。そのほかの部位についても、歴史的景観を構成する要素として、保全に努める規定を設ける管理計画案としております。

次に、指定の根拠となる歴史的建築物の景観的評価を説明いたします。評価は、平成 30 年 1 月の答申でお示しいただいた近代建築物等の評価方法に基づき行っています。過去の答申で示された考え方については、議事 1、参考資料の 5 ページから 7 ページに掲載しております。

前面スクリーンでご説明させていただきます。

まず、遠景の評価です。トアロード地区景観形成市民協定エリアに建つランドマーク的な建物であり、「特色のある地域景観を形成し、かつ代表的である」評価「A」に該当すると判断いたしました。

続いて、中・近景の評価です。前面道路であるトアロードから建物がよく見え、景観のアクセントとなっていることから、「特色ある町並み景観を形成し、かつ代表的である」に該当すると判断し、評価「A」としております。

続けて、地域文化的評価です。北野山本通地区は、開港以来、多くの外国人が住居を構え、異人館と呼ばれる様式住宅が多数建設されたエリアであること。また現在、伝統的建

造物群保存地区や景観の重点地区に指定されているエリアに近接していることから、評価「A」の「山際や海浜などの地形や歴史上の特色ある場所にある」に該当すると考えております。

最後に、建築史的評価についてです。「東天閣」は、神戸の近代洋風建築に解説が掲載されていることから、評価「A」、「既存の関連報告書等で高い評価を受けている」に該当いたします。

また、評価項目4-6、築年数においては、主屋が明治時代の建築であることから、評価「S」の評価項目4-1から5のいずれか、今回であれば4-2の「既存の評価」ですね、「いずれかが評価B以上で築年数が極めて長い」に該当いたします。

最後に、評価項目4-7、改変・保存状況において、「東天閣」はこれまでに改修、増築などの部分的な改変が行われていることから、4-1から6の評価から1ランク評価を下げることであります。これらを踏まえまして、建築史的評価については、評価「A」に該当すると判断しております。

ここまでの四つの観点からの評価結果を踏まえ、総合評価を判定いたします。遠景並びに中・近景の評価、地域文化的評価、建築史的評価の全てが「A」評価となり、総合評価としても「A」が妥当であり、景観資源としての価値が高く、神戸市指定景観資源の指定などにより保全活用を図るべきものと評価しております。

事務局からの説明は以上となります。

○栗山会長 ありがとうございます。

それでは、皆様からご質問、もしくはご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

久末委員。

○久末委員 ご説明ありがとうございます。建築が1894年で、外壁の塗り替えは1980年ということで、外壁を今の色で維持するという方針で進めるようですが、今後建築当初の色彩に戻すといったようなことを想定すると、念のためあまり色彩の面で現状の維持ということで縛りをきつくかけないほうがいいのではないかと思います。その辺りいかがでしょうか。

○岸田係長 建築当初の色彩に戻す可能性を残しておくべきではというようなご意見かと思ひます。過去にこういった白地に黄色、白地に青だった時期があるというところまでは分かっているのですが、建築当初の色彩となると記録が失われてしまっており、分からないというのが実情です。

その中で、今回については、建築以降、一番長く保たれてきている今の白地に濃い緑の色彩、神戸市民の皆様にとってもその姿での印象が一番思い出深いだろうということで、それを保全することとしては、というような意図で、事務局案としては今回の保全計画案としておりました。

○久末委員 今後もし技術などが向上して、建築当初の色がはっきりするようなことがあったら、またその都度柔軟に対応していく余地というのがあるのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○栗山会長 ほかにいかがでしょうか。
森田委員。

○森田委員 今回、この指定をされた建造物、すごくすばらしいなというふうに伺ったのですけれども、しかし「東天閣」を指定するに当たっては、景観資源調査に半年かかったと伺いました。確認ですが、今後、保全管理方針で「安全上、景観上、配慮を行いながら保全をしていく」というふうに述べられているのですが、そういった観点から、やはり維持をしていく上で、調査活動というのもふだんから必要ではないかと思います。所有者が届出をされたらそういう方向でもまた検討されると思うのですが、そうでなくても、日常的な調査活動をどのように行っているのか、もしあればお伺いします。

○岸田係長 日常的な調査活動というのは、神戸市側で何か今後も継続的に建物調査を行うというわけではないのですが、委員おっしゃっていただいたとおり、当然、管理計画に基づいて安全上、景観上に配慮しながら保全いただく必要がありますので、定期的に建物の状況等をお尋ねしたり、改修に当たっての支援制度をご案内したりしながら、建物が適切に保全されていくよう伴走していきたいと考えております。

○森田委員 分かりました。

○栗山会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。
田中委員。

○田中委員 私が少し気になるのは、9ページの部位別保全管理計画のところ、内容的には恐らくこれで網羅できているのかなと思うのですが、もう少しこの建物とほかの異人館と違う特徴みたいなものがここで分かった方がいいのではないかと感じます。例えば外壁のところですが、ベランダ、欄干等の細部の意匠というのはもちろんそうなのですが、その前に柱が対になっていたり、柱そのものの形状とか、それが全体的に建物にリズムをつくっていたり、ほかの異人館と違う特色だったりするので、その柱というのが非常に大事だということは、明記しておいた方がいいと思いました。

それと、次の開口部のところですが、上げ下げ窓とか鎧戸とか、それぞれの部位別のパーツのことは出ているのですが、大きくは南側にベイウィンドウがある、張り出した窓があるというのがすごく特徴になっていると思うので、そこも明記しておいた方がいいかなと。そういう言葉は出しておいた方がいいと思いました。

あと、外構は塀と門扉でカバーできているのですが、門柱のデザインが非常に特徴的であると思いますので、一般的に異人館で言われている特徴だけでなく、この建物がほかと違うところをもうちょっと明記して、そこはしっかり管理してくださいというふうに記述しておいた方がいいのではないかと感じました。以上です。

○岸田係長 管理計画において、外壁周りの柱の特徴的な部分、開口部として南側のベイウィンドウ、門柱のデザイン等々、今回の「東天閣」ならではの部分の保全についても管理計画の中で触れられるよう、最終の調整をしたいと思います。ありがとうございます。

○田中委員 よろしくお願ひします。

○栗山会長 そのほかいかがでしょうか。

では、ご意見、ご質問、これ以上なさそうですので、本件について景観資源に指定し、本日いただいたご意見は修正するとしまして、管理計画を定めるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○栗山会長 ありがとうございます。異議なしということでお認めいただきました。

それでは次、2件目の説明を事務局、お願いいたします。

○岸田係長 続いて2件目、「龍元家住宅」についてご説明いたします。資料は、議事1-2資料をご覧ください。

まずは、本件の概要についてご説明いたします。資料では1ページをご覧ください。

「龍元家住宅」は、神戸市北区八多町吉尾に位置する茅葺民家です。主屋は木造平屋建て、一部小屋裏収納があり、離れも備えた民家で、調査結果では建築年代自体は不明となっているのですが、近年の改修工事としましては、震災前の93年、94年に改修されたことが分かっております。

まず、所在地周辺の景観特性についてです。八多町は北区の中央部に位置するエリアです。南に500メートル級の山々が連なり、北側に緩やかに低くなっていく丘陵地に居住及び農業地域が広がる地域です。「龍元家」が位置する吉尾地区は、武庫川に注ぐ八多川の両側に水田が広がり、県道や山裾に沿って住宅が点在する集落で、水と緑豊かな環境に恵まれた地域です。一方で東側には、北神星和台や藤原台の新興住宅地が広がり、市街地と緑豊かな農村が近接するエリアでもございます。水田はかつての河川改修に合わせて圃場整備がされ、緩やかに階段状に広がる田園を中心に民家が点在する景観が形成されています。主要道の三木三田線からは、「龍元家」の大きな茅葺屋根を望むことができます。

資料4ページに建物の配置図をつけております。主屋は西側を正面にする平入の民家で、主屋と茅葺の離れがL字に配置されています。茅葺屋根の主屋は、震災前の93年から94年にかけて、茅葺屋根部分を除き全面的に改修がされております。離れも主屋の改修に合わせて改修が行われております。

こちらは主屋の平面図です。農村における民家の主屋は、田の字型の四間間取りが基本形式であり、「龍元家住宅」もこれに類する四間間取りとなっております。

また、右側に玄関や台所の土間があり、土間にはかまどや五右衛門風呂がある相当古い建物であったことが分かっており、玄関土間から小屋裏に上り、茅の保管場所もあったようです。

ここからは、写真で現地の状況をご説明いたします。主要道の県道から「龍元家住宅」を見た様子です。落ち着いた里山の風景の中に溶け込んでいる「龍元家」の佇まいが伝統的な農村風景を残しています。

宅地への進入路を上りながら「龍元家住宅」を見た様子です。手入れが行き届いており、植栽も含めて、季節感あふれる美しい佇まいとなっております。

敷地東側の斜面地から「龍元家住宅」を見た写真です。前庭にL字型に主屋と離れが配置され、高台に立地していることから周りに遮るものがなく、存在感を感じさせます。

茅葺屋根を間近に見た写真です。9組の千木が乗る大きな茅葺屋根は、低く深く張り出し、重厚感や風格を漂わせています。

前庭から主屋の玄関付近を見た写真です。格子のある窓や玄関戸、板張りの腰壁など意匠に配慮しながら改修されており、大きな茅葺屋根とともに伝統的な風情を漂わせています。

こちらは離れの写真です。前庭から見た様子で、瓦は改修時に葺き替えられております。

こちらは敷地内の農地を見た様子です。段上の農地には、桜、すもも、梅などが植えられ季節を彩っております。背部の雑木林とともに「龍元家」の建物と一体となり、里山の風情をより一層引き立てています。主屋、離れと合わせて伝統的な農家の屋敷構えを構成しているため、茅葺主屋と合わせて保全することが望まれております。

次に、管理計画案についてご説明いたします。

まず、保全管理方針ですが、こちらも前置きの部分は割愛させていただきまして、自然環境に恵まれた風景の中に溶け込む茅葺屋根を中心とした「龍元家」のたたずまいを歴史的な景観資源として保全するとしております。

次に、部位別保全管理計画です。主屋については、茅葺屋根を保全することとし、下屋根は茅葺民家の意匠に配慮しながら保全に努めることとしております。また、左官仕上げの外壁、板張り腰壁、木製建具、洗い出し仕上げの基礎の保全に努めることとしております。

離れについては、瓦葺き屋根の保全に努めることとし、こちらも下屋根は茅葺民家の意匠に配慮しながら保全に努めることとしております。外構については、敷地内の植栽の保全に努めることとしております。

管理計画に関する説明は以上です。

続きまして、景観的評価のご説明をさせていただきます。

遠景・中景では、各項目の点数を合計して評価いたします。先ほどの近代洋風建築の評価手法とは少し異なっております。遠景の評価は、ランドマーク性、幹線道路からの視認性、背景で評価できる状態があることから、それぞれ1点としております。中景の評価は、視認性、前景、屋敷構えで評価できる状態であることから、こちらもそれぞれ1点とします。これらを合計し6点、よって遠景・中景の評価は評価「1」となります。

続いて屋根の評価ですけれども、茅葺屋根の状態に応じて評価する屋根の評価は、「龍元家住宅」の茅葺屋根はきれいな状態を保っていることから、評価「A」となります。

これらを総合しまして、総合評価を判定することになりますが、今回遠景・中景の評価が評価「1」、屋根の評価が「A」であることから、総合評価「S」となります。

以上のことから、平成30年1月の答申で示された評価方法に基づき評価を行った結果、景観資源としての価値が高く、神戸市指定景観資源の指定により保全活用を図るべきものと認められることから、景観資源の指定に十分な価値があると判断いたしました。

以上で説明を終わります。

○栗山会長 ありがとうございました。

それでは、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

磯山委員。

○磯山委員 茅葺屋根の神戸市内のだいたいの棟数というのは、神戸市では把握されているのでしょうか。神戸市内に茅葺屋根が何棟現存しているかというのは。

○岸田係長 令和4年に調査したのが最新の数字になりますが、トタンでカバーされた茅葺も含めると800弱、790棟ほどという数字になっております。

○磯山委員 毎回茅葺屋根も保全計画の中で出てくる案件で、今回もこの案件が出てきましたが、1年間に保全計画を作成する棟数とかは最初から決まっているのでしょうか。今回は1件、前回でしたら2件あったと思うのですが、なぜ一気に出てこないのか不思議に思っています。例えば保全したいと考えているものが10棟あれば、10棟が一斉に出てきてもいいのかなど。調査するのに時間がかかるとかいろいろあるとは思いますが、その辺いかがでしょうか。

○岸田係長 茅葺民家については、平成30年の答申で評価に関する考え方をお示しいただきまして、それ以降、まずはまだトタンをかぶっていない茅がむき出しの民家、その中でも景観資源として評価できるだろうという建物について、まずは所有者様とコミュニケーションを取り、ご意向の確認をしながら順次進めてまいりました。その中で、これまで11棟の指定がされておまして、所有者様の意向を踏まえて指定ができそうという物件については、今回の12件目でほぼ完了という状態になっております。その中で、さらに年間で何棟指定していく、管理計画をつくっていくというような数字は、現在では持ち合わせていないという状況です。今後、所有者様から指定に関するご相談があれば、適宜調査を行い、指定できるものは指定していきたいと考えております。

○磯山委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○栗山会長 そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 確認したいのは、また6ページの部位別の保全管理計画なのですが、ここから出てくる下屋根というのは、具体的にどこを指しているのでしょうか。

○岸田係長 少々お待ちください。分かりやすい写真がなくて恐縮ですけども、茅葺の大屋根の、さらにその下にひさし的に出ている屋根が何面かあり、それを指しています。現在はトタン葺の下屋根となっており、生活に必要ということで付け足されたもので、撤去して当初の姿で保全してほしいとまでは考えてないのですが、今後の改修に当たっては茅葺との調和なども意識しながら保全いただきたいということで、そちらの文言を加えております。離れの附属屋の下屋根については、反対面にも同じような形状のものがあり、こちらの下屋根を意図しております。

○田中委員 分かりました。今後何か機会があれば、後でつけられたものなので、全体の茅葺の建物とか歴史的な意匠により近づけるとか、場合によっては撤去するというのも考えられるかと思うのですが、そういう方向での管理ではなくて、あくまで現状の状態より悪くならないようにするという意味での保全ということでいいのでしょうか。

○岸田係長 おっしゃっていただいたとおり、現状より悪くならないように、改修に当たってはよりよいものとしながら。

○田中委員 茅葺屋根の景観を阻害しないように、現状を維持するという。

○岸田係長 はい。その意図で表記しております。

○田中委員 分かりました。そうであれば、下屋根がどこを指すかというのが、今この場では分かりましたが、後々分からなくなる可能性がありますので、分かる資料にして残しておいていただいたほうが、所有者の方もどの部分をどう管理したらいいのかということが分かると思いますので、そこも明記していただきたいと思います。

○岸田係長 下屋根がどこを指すのかというところ。

○田中委員 そうですね。図面なのか、文章なのか、写真なのか、どこでもいいと思いますが、ここを意図しているというのが分かるように。

○岸田係長 はい。読み取れるような形の資料に最終整えさせていただきます。ありがとうございます。

○田中委員 それともう一つ、細かいところで、部位別管理計画の下から2つ目の項目の外壁というのは、離れを指しているのでしょうか。離れだとすると、線が1本多いなど。

○岸田係長 本当そうですね。これは離れで、不要な線が入っておりました。

○田中委員 ではそこも修正をお願いします。

○岸田係長 はい。ありがとうございます。

○田中委員 以上です。

○栗山会長 水島委員。

○水島委員 少し教えていただきたいのですけれども、先ほどの話ですと、所有者合意がとれそうなものは、ほぼオーケーということだと、今後はあまり出てこないのかなというふうに理解したのですが、そこは合っていますか。

○岸田係長 今後爆発的に数が増えるということはないと思っておりますが、例えば今所

有者ではない方がお住まいの建物で、居住者様側では引き続き建物を残して欲しいけど、所有者様とご相談中である、といった建物も中にはありまして、今後も引き続きいろいろなかたちで合意形成が進んだものから、ぼつぼつと指定案件が出てくる可能性はございます。

○水島委員 懸念事項になりますが、近代建築の方も同じですけど、空き家の問題とかいろいろあり、登録有形文化財になっていないものもたくさんあると思っていて、所有者負担も大きく、これまでどおりのやり方だと保存していくというのは難しい、恐らく前回調査したときよりも、また急速に知らない間に消えていっているのではないかと思います。今、利活用もしようというふうな動きがあるのも承知していますが、登録有形の制度と景観の制度とどういうふうに調整し足並みをそろえているのか、また、今後悉皆調査のようなものをしたときのデータをどういうふうに活用し動いていくのか、その辺り、分かる範囲で教えていただければありがたいです。

○岸田係長 文化財とどう足並みをそろえているのかにつきましては、正直なところ少し曖昧になっている部分はありまして、指定文化財と景観関連の指定を重複させないという方針ではありながら、登録文化財と景観のほうの重ねがけといったものはあり得る状態になっています。どちらかによる支援では少し維持が不安なものであっても、どちらも指定することによってより維持しやすくなるようにというところは、見据えながら進めているところがございます。

今後、過去の悉皆調査のデータをどのように用い、働きかけていくのかにつきましては、調査が令和4年ということで少し古くなってきておりますので、この先どこかのタイミングで、再度調査を行うことも必要なのではないかと考えているところです。空き家化のような問題も含めて、今我々が持っている支援の仕組みとしては、改修費に対する補助や、お住まいにならずに貸して使われる際に、テナントさんが入居しやすいようにテナントさんの賃料に補助する制度があるのですが、それをこれまで調査してきた建物の方に分かりやすくお伝えして、支援制度があるということをまずは知っていただきながら、1棟でも多く残せるようにというような形で、今後も進めていければと考えております。

○水島委員 ありがとうございます。難しい問題とは存じていますけれども、ヘリテージマネジャーの方とかいろいろ連携を取って、少しでも保存につなげていければと思います。よろしくお願いします。

○栗山会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 今水島委員が言われたような、指定されていない古い家についてですけど、私も大正時代に建てられた築108年の家を持っているのですが、それをどうしていいか分からないのですね。中は大正ロマンな感じでとてもすてきなのですが、耐震診断をすると割と危険ということで、所有者がこれは残しておくべきなのだろうか、それとも解体して

不動産屋に売ってしまって新しい家を建てたほうがいいのかと悩むとき、相談するところがあるのかどうか教えていただきたいです。

○岸田係長 まず、我々神戸市都市局の景観政策課や、神戸市の文化スポーツ局の文化財課では歴史的建築物の保全ということを取り組んでおりますので、まずはご相談いただいて、どのような建物なのか教えていただきたいなというのがまず一歩目なのかなと思います。

あとは、建物にお住まいになられていなくて、何か違う使い方とといったことまで見据えておられるのであれば、神戸市の外郭団体になりますが、神戸シティ・プロパティ・リサーチという組織で、歴史的建築物の活用に向けた支援を行っていますので、我々にご相談いただいた後、ご意向に応じてそちらにおつなぎするというようなこともできますので、今後のご参考にしていただければと思います。

○高橋委員 ありがとうございます。

○栗山会長 どうぞ、田中委員。

○田中委員 ここで言うことかどうかわかりませんが、神戸市だけではなくて兵庫県でもいろいろな制度があって、専門家派遣制度ですとか相談できるような制度もあります。私はその委員もしてまして、そういう方面もご活用されるという手があると思います。以上です。

○栗山会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。
やの委員。

○やの委員 高橋委員と同じような悩みを持っておられる所有者の方が神戸市内にも複数いらっしゃるのだなと思いました。都市局の中にそういう相談窓口があることはわかりましたが、市民の方に、こんな窓口があるよという周知はどうやって行っておられるのでしょうか。

○岸田係長 今おっしゃっていただいたような窓口の周知は、大々的には行えていないというのが実情でございます。個別にご相談いただいた案件について、一つ一つ対応しているというのが現状でございます。

○やの委員 個別に相談してもらった窓口は神戸市にあるのだけれども、市民の方が結局分からなくて、結果的には潰してしまったとなったときに、それが意外にも文化的価値が非常に高かった、というケースもあると思います。それが神戸市に今残っているというのは宝の一つだと思いますので、何かできないかということ、委員の声を受けて考えていただけたらなと思います。

○森口課長 少し補足させていただきます。私ども事務局としましても、市内にある実は価値のある建物というのがどこにどれだけあるかということ、まず完全に把握しきれていない現状があります。その上で、把握している範囲でということにはなりますが、これらの建物が次の指定候補になるのではないかとこのものについては、先ほど触れました

神戸シティ・プロパティ・リサーチとも共有していますので、そういった所有者の方にお困り事はありませんかですとか、こういう制度がありますよというようなご案内をされるといった取り組みは行っていますので、紹介させていただきます。

○栗山会長 そのほかいかがでしょうか。

私から1点、今映っているスライドですけれども、こういうカーポートってありますよね、駐車場の屋根。今回の評価に関しては、茅葺民家そのもの、建物についてご説明いただいて、それに基づいて保全管理計画というのはつくられているのですけれども、景観というのは建物単体ではなくて一体的に見るものですよね。新しい現代的な生活スタイルに合わせて、こういう駐車場の屋根とかが出てくるのは仕方がないといえば仕方ないのですが、やはりかなり現代的だなという印象を受けます。部位別保全管理計画は建物の保全・保存のための計画であるとは思いますが、例えば駐車場の屋根を設ける場合は和風の意匠に努めるとか、そういった文言を入れるというのは難しいのでしょうか。

○岸田係長 現代的なエクステリアの商品を持ってきたカーポートが茅葺民家に対して異質感があるというのは、おっしゃるとおりかなと思います。今回の案件について、直ちにこれを和風のものに変えなさいというのは、そこまでは言いにくいとは思いますが、今後カーポート改修の際には、建物本体の意匠に配慮した和風のものにすることというような表現であれば、あり得ると思います。

○栗山会長 私も、指定されたから今すぐ変えろとかそんなことはもちろん思っていないくて、いずれもし建物の改修とともに外構も改修したいなというときに、このままでは実はよくないですよという意味も込めて、部位別保存管理計画の中に一言入れておいてもいいのかなと思いました。

ほかに皆さんないですか。

では、ないようでしたら、本件について景観資源に指定し、管理計画を定めるということとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○栗山会長 ありがとうございます。異議なしということでお認めいただきました。

では次、会議次第の3番「その他」に移りたいと思います。その他報告事項ということで、1件目、2件目とも報告事項です。まとめて事務局から説明していただいて、その後、皆様にご意見、ご質問を伺う形で進めていきます。

まず1件目「景観アドバイザー専門部会 協議結果の報告について」です。

個別案件について、事務局から説明をお願いします。現時点で非公開とすべき案件はありますか。

○森口課長 本日は、協議成立案件5件、設計段階協議1件、計画段階協議8件についてご報告させていただきます。

協議成立、設計段階協議の案件につきましては、既に協議資料が公告縦覧されております。

すので、公開でご報告いたします。これ以外の計画段階協議の案件につきましては、神戸市情報公開条例第10条第2号ア「公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利害を害すると認められるもの」、または同条例第10条第4号「地方公共団体の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が著しく損なわれると認められるもの」に該当し、附属機関及び有識者会議に関する指針第7条第1項に定める「非公開とする場合に該当する」と考えられますので、これら計画段階のものにつきましては、非公開にすることが適切かと思われま

○栗山会長 承知しました。では、計画段階協議案件については、会議を非公開といたします。

まずは、公開案件の報告を事務局からお願いいたします。

○野々口係長 事務局の野々口です。説明させていただきます。

右肩にその他1資料と書かれた資料をご覧ください。

資料中段、2、協議成立案件に記載してありますとおり、前回開催させていただいた昨年7月の第103回都市景観審議会の開催以降、5件が協議成立しております。これにつきましては、既にホームページに協議結果を掲載しておりますので、本日は資料配付のみとさせていただきます、説明は割愛させていただきます。

そうしましたら、資料上段の1番、公開案件についてご説明をさせていただきます。

前面のスクリーンをご覧ください。お手元にも計画概要を載せておりますので、併せてご参照ください。

1件目です。案件名は「(仮称)中央区元町通7丁目 新築工事」です。

場所は、中央区本町通7丁目の西元町駅の西側の敷地になっております。

こちら外観パースでございますが、高さ約44メートル、地上15階建ての共同住宅の計画になっております。

計画段階時点での協議につきましては、特に周辺と調和した色彩計画についてということで、特にバルコニー部分との色彩のところ、特にコントラストが強くなり過ぎないように配慮するよ

うことのご意見ですとか、夜間の歩行者の安全に配慮した照明計画等々についてご意見を出して、検討いただいております。

その後、設計段階の協議につきましては、引き続きまちなみになじむ色彩計画は継続検討といったところと、エントランス周辺での植栽帯について、よりエントランスを構えるような照明計画を出していただくよ

うという意見を伝えまして、現在事業者にて検討を行っていただいているという状況です。

公開案件の説明は以上となります。

○栗山会長 ありがとうございます。

それでは、ここからは当審議会を非公開といたします。傍聴人の方は今日いらっしゃいますか。

○森口課長 今日はいらっしゃいません。

○栗山会長 では、非公開案件の報告を事務局からお願いいたします。

(非公開案件説明)

○栗山会長 ありがとうございます。

以上で非公開案件の議事が終了したので、ここからは会議を公開に戻します。

では、次に2件目「公共空間アドバイザー専門部会 協議結果の報告について」、事務局より説明をお願いいたします。

○岸田係長 公共空間デザインアドバイザー専門部会について、報告いたします。

道路、公園などの公共空間の整備に当たり、良好な景観形成のため専門家の助言を得る制度でございます。今回、専門部会でアドバイスをいただいた案件で整備が完了したものについて報告させていただきます。

右肩にその他2資料と書かれた資料をご覧ください。今回ご報告する3件について、その概要などを記載しております。

基本的には、前の画面で説明させていただきます。

1件目、「須磨海浜水族園・海浜公園の再整備」についてです。須磨海浜公園エリア全体の魅力を向上させることを目的に、水族園及び公園の再整備を実施しました。

こちらが整備前の写真になります。須磨海浜公園は昭和26年、海浜水族園は昭和32年にオープンし、市民の多くの方に親しまれてまいりました。

こちらが専門部会でいただいた意見ですけれども、主に立体駐車場の意匠面での配慮、塀による閉鎖感の軽減、広場から駐車場の見え方といったご意見をいただきまして、これらを踏まえながら設計・整備が行われました。

こちらは整備後の写真になります。駐車場は北側に植栽を施すとともに、ルーバーの壁面とすることで圧迫感の軽減に努めています。また南側の塀につきましては、周辺の建物と統一した色調とし、また塀の手前側、新しい松の植栽を行いまして、既存の松林との連続性みたいなものを目指しながら全体としての調和を図っております。

「すまっこひろば」、右下の写真ですけれども、こちら広場から駐車場の見え方ということでご意見をいただいておりますが、こちらには駐車場との間に生け垣を設けるなど、利用者の視線が駐車場ではなく広場の方に向くように工夫をしております。

須磨海浜水族園・海浜公園の再整備の報告は以上になります。

続いて2件目、「JR灘駅前広場の再整備」についてです。

こちらは駅前空間再整備事業の一つとして、JR灘駅の南北の駅前広場のうち、南側を先行して整備したものです。駅から周辺施設へのスムーズな歩行者動線を確保するとともに、ミュージアムロードの中間点として魅力的なデザインの空間となるよう整備されまし

た。

こちらは、整備前の写真です。駅前広場の中央部分は段差が多く、また木陰も少なく滞留しにくいような空間が整備前となっておりました。これに対し専門部会では、歩行者の動線を踏まえた屋根と柱の配置の工夫、動線となる部分と滞留となる空間の両立、そして今回南側の広場を整備したものですけども、北側を整備する際には南側との連続性を意識すること、というようなご意見をいただきまして、これらを踏まえながら設計・整備が行われました。

こちらが整備後の写真です。駅とまちとの視線の抜けを考慮し、屋根の柱の本数は構造上、必要最小限にされています。また必要な動線を確保しつつ、それを妨げない位置にベンチや日よけ屋根を配置しました。段差の多かった広場はスロープ化され、バリアフリーな空間となっております。

ここまでが灘駅前再整備のご説明です。

最後になりますが、「ポートアイランド（第2期）中央緑地軸再整備」についてです。こちらは、ポートアイランドリボーンプロジェクトの第一弾として、近隣企業の従業員の方、研究者の方などの交流空間となることも目指し、緑あふれる滞在空間となるよう再整備されました。

位置としては、地図上でピンク色の部分、医療センター駅の南側の工区です。

こちらが整備前の写真です。左上が海側から山側を見た写真、右側が南側を見た写真です。日差しを遮る場所や座る場所がほぼなく、滞留空間に乏しい様子となっておりました。また、植栽が植まっている部分の土壌の状態もよくなく、排水がうまくできないというような課題も抱えておりました。

これに対し専門部会では、周辺の民間敷地にある緑の管理や在り方も踏まえて検討すること、休憩施設は利用者にとってどのような視点場になるのかを意識すること、盛り土や植栽の計画に当たっては、風の流れを踏まえながら検討することといったご意見をいただいております。

こちらが整備後の写真です。季節の問題で緑あふれる空間とは見えにくい写真になってしまっているのですが、休憩施設については、利用者が周辺の緑やビオトープなどを望むことができる位置に配置し、周辺の企業の方などが休憩や食事ができる空間として整備いたしました。地形や植栽は、周囲からの卓越風をいなすことができるよう工夫しております。

また、これからの取組にはなりますが、島内の企業様と緑化と、それによるエリア価値の向上等について共有していくため、緑化ビジョンの検討というようなことも進められているところがございます。

こちらも駆け足になりましたが、公共空間デザインアドバイザー専門部会の報告については以上となります。

○栗山会長 ありがとうございます。

では、1件目の景観アドバイザー専門部会の協議結果と2件目の公共空間アドバイザー専門部会の協議結果につきまして、皆さんからご意見やご質問がありましたらよろしくお願いたします。

(非公開案件質疑)

○栗山会長 それでは、最後の3件目に移りたいと思います。「景観資源指定の今後の指定方針に向けた意見交換について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○野々口係長 お手元にもスライドを印刷したものをお配りしておりますが、投影しておりますので、基本的に前面を見ていただけたらと思います。こちらも直前の送付となつてしまった点、おわび申し上げます。

本日議題にもありました指定景観資源につきまして、今回は平成30年の答申に基づいて指定を進めてきているというところですが、今後の指定方針の検討に当たって今回この場で意見交換をできたということ、まずご説明をさせていただきます。

重複しますが、指定景観資源の取組については、古くは平成2年4月の神戸市都市景観条例の改正の際に、現在の神戸市指定景観資源といった指定制度を盛り込んでいるというところですが、神戸には近代洋風建築が多数存在しているとか、本日もありました茅葺民家といった数多くの歴史的景観資源が残されているというところで、そういったものが個性ある景観を形づくっているという背景から、基本的に地域固有の歴史的建築物について指定制度を有効に活用するというところで、これまで答申をいただいているというところでは。

平成6年につきましては、歴史的建築物のうち近代洋風、古民家、茅葺などについて答申をいただいております、その保全に向けてこれまで指定を進めてきたというところがございます。

さらに平成30年には、特に保全活用についての課題が大きい茅葺民家と近代建築物等を対象に、今日もご説明させていただいたような評価の考え方ですとか、保全活用のための施策について答申をいただいたといったところです。

近年、国においても都市の個性の確立促進といったところに向けて、文化財ですとか、歴史的建造物、古民家などの活用促進をする動きが強まっているといった背景がございます。そういった中で、都市の固有の魅力に着目して、地域資源である既存ストックの活用を促進するという取組、神戸市で言う景観資源の保全活用といった取組が今後より一層重要度を増すというふうに我々も考えているところです。景観資源の目的の一つは、神戸らしい都市景観の保全・育成ということにはなりますが、そこにとどまらず、その取組を通じて、シビックプライドの醸成であるとか、まちへの愛着といったところにつなげてい

くことが重要だというふうに考えております。

そういった観点で、都市固有の魅力としての地域資源に着目しながら、現在進めている景観資源指定の現状と課題についてご説明をさせていただきます。

大きく3点ございます。まず1点目、建築史的評価を重視しているといったところです。答申の中でもご説明したとおり、歴史的建築物の保全活用といったことを主眼としてこれまで取り組んできたということになりますので、基本的にそういった保全活用の評価方法になっており、歴史が浅い建築物が評価しにくい状況になっております。例えば現代的な建築物、下に示しているようなものであるとか、地域に身近で愛着のあるような建物を評価できる考え方があってもいいのではないかと、といった課題感を持っているところです。

参考までに指定実績を示していますが、これまでの指定物件は基本的に戦前のものとなっております。

2点目ですが、景観的评价の中で遠景を評価しているという現状です。最終的には総合的な評価にはなるのですが、一つの観点として、遠景というのが入っているというところでは、地域に根差した神戸らしさといったところを評価するにあたっては、必ずしも遠くから見えない場合もあるのではないかと、近くに訪れて気づく、感じる神戸らしさというのにも重点的に評価してもいいのではないかと、と考えております。その中で、特に今後、例えば中・近景の評価を重視するであるとか、遠景に代わる評価の視点というののもあってもいいのではないかと、といったことを課題感として持っております。例えば市民のアクセスがしやすい、であるとか、市民に開放されたような活用実態がある、というような観点もあるのではないかと考えております。

最後、3点目になりますが、これまで建築物を主な指定対象としてきているというところでは、神戸らしい景観を形成する要素は、もちろん建築物だけではありませんので、工作物とか緑地といったようなものも指定できるような考え方を整理していくべきではないかと思っております。7月の段階では、「烏原貯水池」を指定させていただきましたが、こういった取組も踏まえて指定を展開していく場合、指定の考え方であるとか、こういったポイントを重視すべきかを整理しておく必要があるのではないかと、といったところが今の課題であると考えています。

以上、おさらいしますと、建築史的評価を重視する中で、今後も引き続き歴史的建築物に重点を置いて深度化させていくべきか、あるいは歴史的建築物に加えて現代的なところも含めてやっていくべきかどうかといったこと、遠景に代わる評価の視点を持って評価をしていくという可能性があるのかどうかといったこと、最後に工作物や緑地といったものの指定を考える上で重要なポイント、これらについて意見交換できたらと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○栗山会長 ありがとうございます。皆様からのご意見、ご質問いかがでしょうか。
久末委員。

○久末委員 ご説明ありがとうございます。スライドの7番、三つまとめていただいています。このいずれの要素にも関わることで、かつスライドの3番辺りにも関わることで、景観資源の保全活用というのは世代間継承が前提にありますので、国レベルで最近使われるようになっております「世代間継承」というキーワードですとか、あと国際的には「将来世代」「未来世代」といったキーワード、もう少し前面に押し出す形で今後つくっていくのもいいのかなと。

こういったキーワードが入ってきますと、スライドの7番で言うと、例えば①に関しては2ポツ目なども含まれていく余地が出てきますし、③の工作物・緑地なども将来世代のための世代間継承ということを考慮すると、より広く取っていく余地が生まれるのでよいと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○森口課長 ありがとうございます。確かに一つの切り口として非常に分かりやすいと思いますので、参考にしたいと思います。

○久末委員 よろしくお願ひします。

○栗山会長 三木委員、どうぞ。

○三木委員 今後は工作物とか緑地などの指定も考えていくということですが、僕が思うのは、神戸といえば、シビックプライドもそうですけれども、やっぱり山と海だと思うのです。歴史的建築物の指定というのも大事だと思いますが、山と海、かなり範囲が広いですが、先ほどしおさい公園からの見え方という話もありました。神戸には、しおさい公園も含めて、北公園もそうです。すばらしい景色が見える公園もありますし、また先ほども言いました山と海というような捉え方もあると思いますが、他都市の事例も含め、景観というものが何を指しているか、山と海とか、公園に対しての考え方など、どういうふうにか考えられているのか教えていただきたいと思います。

○森口課長 山と海、それからまちが一体になっている景観というのが神戸市の非常に大きな特徴であると捉えています。山や海が望める、特にこれこそが神戸らしい眺望だという眺望景観を守っていくことについては、既にルール化されている部分がありますので、このルールを引き続き守っていくことで、神戸らしい景観というものを引き続き継承していければなと考えているのが一つです。

また、公園ですかね。

○三木委員 港とか。

○森口課長 港とか。景観の全体のルールとしてそれらをどうするかというところまでには、まだ至っていないのかもしれないですけども、エリアの今後をどうしていくかということを考えていく上では、考えられる視点かと思いますが、その辺は部局がまたがる部分もあるかと思いますが、今後、部局間で連携しながら考えていけたらなと思います。

○三木委員 横浜の事例も踏まえて研究していただいて、そういうところも大事だと思います。ですので、建物も大事ですが、そういう観点も取り入れていただきまして、

市民に対して発信していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○栗山会長 ほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 まず、大きな考え方として、神戸市は景観形成重要建築物という言い方ではなくて指定景観資源という言い方をされていて、これはほかの自治体にはないお考えが入っているのだろーと思ひます。そういう意味でいくと、建築物に捉われずに、この③番で言うところの工作物とか緑地、もっとランドスケープ的な視点を入れていって指定の範囲を広げていくというのは、いいのではないかと思ひました。

逆にそういう視点でいくと、遠景の評価を少し下げるといふか、基準として下げる、外す、そういう方向は少し違ふのではと感じました。先ほどの山とか海とか、あるいは眺望景観といふのも、ほかの自治体に先駆けて取り組まれているところですし、遠景は景観的にはすごく重要なのではないかと思ひるので、2番に関しては疑問を持ちました。

それと1番に関しては、ここに写真でローズガーデンが事例で出ていますが、ローズガーデンは多分1977年にできていると思ひるので、実は来年で50年ですね。登録文化財の登録の要件が建築後50年以上という基準が一つありますので、50年というのが一つその地域で愛着を持って、非常に文化的価値があるといふふうに見る一つの基準が国で示されているので、それは一つ使えるのかなと思ひました。ですので、ローズガーデンも来年には景観的な資源として評価するといふことができるのではないかと思ひます。それより新しいところでは、ラインの引き方は難しいと思ひるので、それよりも新しいものを指定することを考えるのであれば、今すぐは思ひつかないのですが、さらに違ふ観点が必要ではないかと思ひます。以上です。

○栗山会長 事務局に答えていただいて、次に水島委員、萩原委員。

事務局、どうぞ。

○森口課長 おっしゃいますように、今の景観資源の制度は、もともとは景観形成重要建築物という名称から始まって、改正によって景観資源という言い方になっております。ただ、景観資源といふふうに変えた後も、今までは基本的には建築物を対象としてきたところではあるのですが、今後、建築物以外にも広げていく可能性は十分あると考へております。

遠景につきましては、遠景はあまり重視しなくてもいいのではないか、といふことではなく、例えば幹線道路から、遠くからは見えないけれども、近づいていったら存在が分かる、といったものも評価の余地はあるのではないかといふ意味で、今回提起させていただきました。この辺りの評価の仕方は、今後もっと研究の必要があると思ひております。

年代について、確かに50年というのは事務局でも一つのラインとして意識していました。現代的なものも考へていったらいいのではないかといふつつ、出来たばかりのものは

やっぱり違うのではないかと思うところもありまして、どのような線の引き方が一番いいのかというのは、また考えていきたいと思います。

○栗山会長 水島委員、お願いします。

○水島委員 いろいろお話を聞いていて思ったのですが、平成 30 年のときの議論に関わったときにも少し話をしていましたけれども、まず現代建築の話では、それはどんどん含めていかないと、戦後のものが今どんどん消えていっていることがすごく問題だと思っています。戦前のもののように価値判断が分かりにくいというところで、なかなか難しいということは承知していますが。ただ、神戸の歴史的背景、ストーリーみたいなことがすごく重要だと思います。エリアごとに性格は違うので、そこの整理は要ると思いますが、いわゆる開港都市としての価値であったりとか、そこからの港湾都市である産業遺産みたいなものであったりとか、山と海が近いという立地とか、あとは北区とかその辺りの農村的な景観というのは、それぞれ遠景というところに関してもある程度は整理されていると思うのですが、先ほどの話で、そこをもう少し整理してエリアも含めて考えたらいいのではないかと思います。

また、先ほども少し話しましたが、いわゆる登録文化財とのすみ分けというわけではありませんが、文化財のほうでは保存活動計画ということで、割と広いところでの計画が既に立ち上がっていると思うので、そことうまく足並みをそろえながら、それでは保存できないものを、どちらかといえば少し緩い形で、景観として守っていけないかというところは考えてもいいのではないかと思います。

そういう意味においては、今 50 年という話がありますが、登録だとどうしても 50 年の縛りがかかってくるので、逆に 50 年の縛りを考えないというところを積極的に打ち出してもいいのではないかと思います。出来たばかりのものが難しいというのは分かりませんが、例えばオランダだとゼロ年指定があるというふうには聞いていますし、そこまでは難しいにしても、現代建築でもこういうふうな形だったらむしろほかにも真似してほしいというものがあるのであれば、景観として、先ほどの話ではありませんが、高い建物が建てられるのにあえて低くして、その周りの景観の価値を高めているような建物がもしあるのであれば積極的に評価して、そういうふうにしていくことを誘導するというのもあるのかなと思います。

あと最後、ちょっと話が前後して申し訳ないですが、先ほどの倉庫とかもそうですけど、遺構とかをどう考えるかというところも個人的には興味があって、例えば塩屋に行く JR 線から見える南側の海岸のところ、住宅がほぼなくなる辺りだと、かつて住宅が並んでいたところの遺構が手つかずのまま残っているような状態ですけれども、最近個人的には一つの時代を見る景観としてはちゃんと評価してもいいのではないかなと思っています。摩耶観光ホテルなどは今でも建物が残っていますが、そういうものも今後景観としてどういうふうに扱っていくのか、考えてもよいと思いました。以上です。

○栗山会長 事務局、何かありますか。

○森口課長 幅広にご意見をいただきましてありがとうございます。今後の検討の中で、そういったことも取り入れて考えたいと思います。

○栗山会長 次、萩原委員。

○萩原委員 ほかの委員の意見と重なるところが多いですけども、今回の景観資源の指定の見直しについて、シビックプライドという言葉も出てきて、すごく違和感がありましたので、どういう意図を持ってこれを提案されているのかなと考えて、昨日の晩にこの資料を見ましてようやく分かりました。ローズガーデンを見て、私は門外漢で昨日の晩に調べて知りましたけれども、かつて50年前に北野町エリアというプロジェクトがあって、安藤忠雄氏の建築群がたくさんあるということで、それが50年たつので、それを何らかの形で保全したいという意図があったのかなというふうに勝手にくみ取りました。

今まで指定してきたものは建築物が多いということで、それぞれ一つ一つを指定してきたと思います。例えば世界遺産も日本の近代化産業遺産ということで、全国各地にまたがって登録されているような形ですから、同じように建物とか建築物、建造物一つ一つではなくて、ひとまとめにして複数を一括にまとめるとか…。また景観ということであれば、「神戸」といって日本人の方が思い浮かべるのは、ウォーターフロントの景観だと思います。そうすると神戸大橋があって、ホテルオークラがあって、海洋博物館があって、ポートタワーがあって、モザイクがあって、観覧車があるような、神戸市の持ち物もありますけども、そういった固まりとして、群として指定するというようなことも一つ方法としてあるのではないかと思います。関係者の調整が非常に難しいと思いますけれども、今後、そういった指定の仕方も見据えていけば、ある意味シビックプライドというか、より市民が納得して、これは神戸らしい景観で残していくべきものだというふうな認識というか、共通意識が持てるのではないかなと思います。その辺りいかがでしょうか。

○栗山会長 先に事務局に答えていただいて、その次に勝沼委員、お願いします。

○森口課長 群として考えるという視点は、非常に重要かと思います。単体でぼつぼつとあるということだけではなくて、まとまりとしてあるというのは非常に大きな価値かと思えます。

一つ、既にある仕組みとしましては、伝統的建造物群保存地区というものがあまして、既に北野エリアで指定されています。これは伝統的な建物が群として存在し、守っていくべきエリアとして指定するものです。いずれにしても、群として考えるというのも非常に重要な視点かなと思いますので、今後の指定を考えていくときに一つ切り口として、群としてあるところはより重視していくとか、一つの要素として考えていきたいと思っております。

また、市民の皆さんにとって、こんなにすばらしいものが神戸市にあるということを知っていただいたり、それをしっかり残していくということを皆さんの認識として持ってい

ただいたりすることで、まさにシビックプライドにつながるような、そういう制度、仕組みにしていければなという思いで、今回ご意見をいただいているところです。

○栗山会長 勝沼委員、お願いします。

○勝沼委員 皆様のご意見等をお聞きして感じたことですが、神戸らしさを追求するというのがこの審議会ではよく議論になるところだと思います。そういう意味で言うと、神戸らしさって何だろうと考えるとき、この一、二年ほどで思い浮かべることが多かったのは、やっぱり震災でしょうか。震災 30 年という一つの節目を迎えるに当たり、市民の方々は何を残そうとしてきたのだろうかというところを、非常に考えさせられる時期でした。そういう意味では、シビックプライドとか神戸らしさというのは、たかがと行ってしまうと申し訳ないですが、30 年にしかなっていないけれども、この先歴史になっていくであろう（復興の）まちづくりというものを、私個人としてはどこかで残していきたいと思っております。それは多分、震災を知らない人たちとか、知らないところで生きている人たちにも伝わるものがあるのだと思います。例えば東遊園地一帯に残っている慰霊と復興のモニュメントとか、「希望の灯り」には、そこを訪ねてくる人がいるということ、自分も訪ねて歩く中で知りました。それらとは別に、神戸市としても何か残して広めていくという取組に、こういう景観というものの枠組みが使えないのかなと、お話を聞きながら考えていました。今の群としての視点とか、ウォーターフロントも 30 年前の被害を乗り越えて、克服はしていないかもしれないけれども、それを経て新たに生み出したものでもあるし、市民として残していただきたいと思う景観の一つじゃないかと思っております。今言った東遊園地一帯であるとか、ほかにもいろいろ遺構が残っていますので、先ほどの世代間継承というようなところにもつながるし、神戸らしさにもつながるその考え方として、阪神・淡路大震災の経験と記憶というものを伝えていく仕組みづくりの一助にならないかなということ、これから先考えていけないかと思っています。個人的な感想ですが、よろしくお願いいたします。

○森口課長 おっしゃるとおり、やっぱり阪神・淡路大震災を経験した、それを乗り越えてきたというのは、神戸市民にとっては欠くことのできない一つ大きなストーリーだと思います。震災の経験の継承ということも、視点としては非常に重要だと思っておりますので、何かそういった要素も取り入れられたらと思います。どの年代で区切るかを考えるときに、戦前戦後で考えるのと同じように、震災前震災後の区切りも一つ大きな節目ではないかと事務局でも考えておりました。そういったことも絡めて考えていければと思います。

○川崎委員 先ほどから景観として指定していくのかという話がありましたが、全体総括として考えると、例えば文化庁とかがやっている名勝指定みたいなものですね。これは歴史性が非常に厳密に問われるということで、景観性は若干入るのですが、現状はなかなか審査が厳しくなっています。我々はその中に景観を入れようとしてはいるのですけれど

ども、なかなか神経が要ります。文化庁とかがやっているような名勝指定とか、それから景観法の枠の中でやっている重要建造物とか重要樹木、それから港湾の話がありましたが、重要公共施設、それから通常の景観地区と言われているものとか、それから先ほど言われた伝建地区、これも文化行政の範囲ですけれども、さらに風致地区など様々な手法があります。京都市などでは風致地区と伝建地区を両方重ねることによって使い分けをしている例もあります。景観法の中の景観地区というのは、厳しい高さ規制とかルールをかけているということで、かなり強い複数の保全ルールとか土地制約、高さ規制が加わるルールづくりを行うことによって、総体の風景を抑えることは可能だと思うのです。それは一度、全体で整理をしておく必要があるかなと思います。

それからもう一つは、先ほどから言われているように、ルールとか厳しさ関係なしに積極的に誘導していったり、市民の意識を高めていくとか、それからそこで活躍している市民の方々、保全やまちづくりに参加している方を褒めてあげたりPRしてあげたりするような、誘導政策の部分があります。PRしたり称賛してあげるところは景観賞をあげたりとか、それから写真を撮ったとかそういうもので神戸らしい風景の抽出とか、そういう緩やかなものがあると思うのですね。

景観資源の制度は恐らくちょうどそれらの間にあるようなものだと思います。厳しいものと、緩やかにあるもの、それからその間にあるもの、全体を総括して大きな目を見たときにどういう使い分けをしていくのか、どういうことをするのかということ整理しておくといいのかなと思って聞いておりました。

すみません、以上参考意見ですけれども、よろしくお願いします。

○栗山会長 ありがとうございます。私もそれを言おうと思っていました。

事務局、いかがですか。

○森口課長 おっしゃいますとおり、守るべきものを守っていくための制度、仕組みというのがかなり輻輳しているというような実態があるかと思います。先ほどまでの話にもありましたけれども、今回指定させていただくような景観資源についても、景観資源でありながら登録の文化財というものもあります、どうしてもその目指す価値が重複しているところがあるので、どっちかに切り分けるというのは難しいのかもしれませんが、そういった重複する部分はありながらも、景観の視点だからこそできる切り口もあるかと思えます。そういったもろもろの制度を整理しながら、景観だからこそできる視点を持って制度設計なりを考えていきたいと思えます。

○川崎委員 ありがとうございます。それから先ほど建物の高さの問題が出ていましたけれども、先ほど田中先生が言われたように、重々考慮して、できる範囲で協議を行っていますが、高い建物や容量の大きさ、近隣との関係というのは、やっぱりきついルール、武器がないと、どうしてもうまくいかないのですよね。京都などでしたら、高さ規制のルールをものすごくきつく決めている部分があるので、その武器があるので、その範囲で意

見を言うことができます。けども、そういうルールがないところでは、その枠の中で精いっぱい隣接の環境とか風景とどうつないでいくのかということをやっているのが実情です。ただ、ルールがなくても誘導することによって市民意識が高まらないと、結局そういう厳しいルールを決めることそのものできないという側面もあります。そういう根本的な法制とか育成のあり方のようなものもここで議論できればいいなというふうに思っております。以上です。ありがとうございました。

○栗山会長 ありがとうございました。

11時半を過ぎてしまいましたね。最後に一言だけ言っておきますと、指定景観資源の今後の指定方針に向けた意見交換というテーマだったのですけれども、皆様からいただいた意見を聞いていると、今の指定景観資源制度の枠組みの中だけで取り扱うのは難しいのではないかなと思いました。この制度は、建物を継承し続けるという保全の観点で、継承し続ける点ではかなり機能しているのですけれども、現在の指定景観資源を見ていますと、一般の住宅も多くて、外観は見ることもできるけれども、市民が利活用する建物というのは非常に少ないのですよね。その中で、シビックプライドを生もうというのはなかなか難しい。なので、建物の外観も見ることもできるし、内部も使えるようなものを見出していけるような仕組みが要るのではないかなと思いました。そういう点では、本日の広域景観、ウォーターフロントの景観とか、山から見下ろした眺望景観とか、そういったものは建物を決めて保全するような話ではないので、この指定景観資源の制度の枠組みの中で考えるのは難しいのではと思います。

他都市の事例を言っておきますと、札幌市が「景観の種プロジェクト」というのをやっています。指定の資源以外に、もっとカジュアルに、住民の方が札幌らしい景観はこんなものがあるよと応募して、登録景観資源にしてくださいというような仕組みです。まだ制度が立ち上がって二、三年なので、そこまで件数は増えていませんけれども、行政の方々が市民の方々にどうですかと説明しながら、徐々に件数が増えていっています。このように、指定景観資源にとどまらず、登録景観資源というような発想もあると思うので、それも検討していただけたらなと思います。

少し時間が超過しましたが、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○森口課長 栗山会長、どうもありがとうございました。

最後に、2点ほど事務局から報告と確認をさせていただきます。

本日の議事でご審議いただきました指定景観資源に関して、何点か管理計画の修正点があったかと思えます。修正箇所につきましては、今後事務局が所有者と調整をしながら、会長のほうにご確認いただくことで最終決定とさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○栗山会長 はい。

○森口課長　そのようにさせていただきます。

あと、本日出席予定でした長町委員は、所用により出席できませんでした。ただ、会議成立には影響はございませんので、その点もご報告させていただきます。

本日は非常にたくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。次の審議会につきましては、今のところは7月頃にできればと考えていますが、案件等を調整しまして、またご連絡をさせていただきます。

では、本日は長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

午前11時38分　終了